

労働基準広報 2017 No.1932 8/11

CONTENTS

特集 時間外労働上限規制に関する労政審の建議 —— 6

時間外の上限は原則月45時間・年360時間 特例の協定締結でも一定制限で年720時間

労働政策審議会の建議では、時間外労働の上限規制について、法定労働時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、上限に関する違反には罰則を課すとしている。ただし、特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使協定を締結した場合には年720時間を上限とし、この場合も、①休日労働を含み2か月ないし6か月平均で月80時間以内、②休日労働を含み単月で100時間未満、③原則である月45時間を上回る回数は年6回まで——の制限を設けることを提言している。

(編集部)

●労働判例解説/Ｙ事業所事件 —— 12

求人票の記載と異なる労働条件通知書に署名押印
署名押印は自由な意思に基づくものでなく
労働条件変更に同意したとは認められない
(平成29年3月30日・京都地裁判決)
(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

●企業における多様な人材活用 —— 24

～いま実践するダイバーシティ・マネジメント～
〈第11回〉「パラレルワーク(複業)が
もたらす多様性」(下)
「**専業ジョブ型雇用**」から
「**複業プロジェクト型雇用**」への転換を
(県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏)

●転ばぬ先の労働法(紛争予防の誌上ゼミ) — 34

第37講 労働審判の実例③ 配転命令の拒否(1)
配転命令は本人の職業上・生活上の
不利益に配慮して行われるべき
(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

●NEWS —— 1

(28年度・「過労死等の労災補償状況」まとまる)精神障害の業務上認定は過去最多の498件/ (28年度・育児介護関係の相談等) 法違反あった約6100事業所に約2万件の是正指導/ (雇用保険基本手当日額を変更) 最高額は年齢区分に応じ340円～430円引上げ/ほか

●レポート/認定NPO法人キャリア権推進ネットワーク 第2回「ルビサファ」入選作品を発表 —— 38

**ごく普通の働く人々のまわりにある
キラリと光る言葉や出来事を後世に**
(編集部)

●本誌読者アンケート — 41 ●連載 労働スクランブル⑳(労働評論家・飯田康夫) — 42 ●労務資料 平成28年度・障害者の職業紹介状況等 — 44 ●わたしの監督雑感 北海道・留萌労働基準監督署長 加藤孝 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

労務相談室

回答者

出向・転籍 [出向で受け入れた者を派遣労働者として派遣] 問題あるか	48	弁護士・平井彩
個人情報 [面接の際に応募者に健康情報を聞く] 個人情報保護法上問題は	50	弁護士・平田健二
雇用保険法 [育児休業中の勤務者が11日間で55時間勤務] 給付金の受給は	52	社労士・岡田奈巳

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内